

広島県告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第七百七十八号で認可した広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十七年広島県告示第七百七十八号の事業地に、廿日市市宮内工業団地、六本松二丁目、宮内字高通、宮内字六本松、宮内字国広、宮内字佐原田及び宮内字西畑口を追加し、同事業地のうち、宮内字針田の事業地を変更する。